

平成19年度病虫害発生予察特殊報第1号

平成19年4月3日

発表：福島県病虫害防除所

病名 ピーマンモザイク病【病原 トウガラシマイルドモットルウイルスP1,2,3型
(PMMoV P1,2,3)】

1 発生状況

平成18年8月に、県北地方で栽培されている夏秋ピーマンPMMoV抵抗性(L³)品種「みおぎ」において、葉にモザイク症状が見られる株を確認した。農業総合センターにおいてELISA法により検定を行ったところ、PMMoVの感染が確認されたので、発病株から「みおぎ」に戻し接種した。その結果、全身感染したので、これまで県内では未発生の病原型(P1,2,3型)であると同定した。

2 病徴

若い葉を中心に淡黄色のモザイクや葉巻症状を生じる。特に新葉では健全葉に比べ凹凸を生じ、葉縁がお椀状に反る。また、他県の報告によると生育抑制や果実でのモザイク症状や奇形などが生じたり、葉や茎にえそ症状が見られる場合がある。

3 伝染方法

寄主植物はピーマン・シントウガラシ等の*Capsicum*属である。虫媒伝染はしないが、管理作業等による接触伝染、汁液伝染、土壌伝染、種子伝染する。

4 防除対策

- (1) 苗が健全であることを確認してから定植する。不良株は必ずほ場外で適切に処分する。
- (2) まん延すると防除対策がないため、早期発見、早期抜き取りに努める。
- (3) 「みおぎ」「さらら」等の抵抗性(L³)品種の作付畑において、本病の発生が疑われる場合は農林事務所等を通じて、病虫害防除所へ検定を依頼する。
- (4) 本病の発病株及びその周辺の株の管理作業を行う場合は、使用するはさみ等器具類を取り替えて最後に行う。
- (5) 本病の発生が確認されたほ場では、ピーマン・シントウガラシ等の連作を避ける。連作せざるを得ない場合は、発生株及びその周辺の株を、なるべく根を残さないように取り除き、ほ場外に持ち出して適切に処分する。



図1 品種「みおぎ」での発病状況（現地ほ場）



図2 品種「みおぎ」に戻し接種後のモザイク症状